

最近の証券検査における指摘事項に係る留意点

証券取引等監視委員会事務局証券検査課

1. 投資助言・代理業者

○ 顧客からの金銭の預託の受入れ

【事実関係等】

- 当社は、平成15年3月から同22年9月にかけて、当社顧客及び見込み顧客(以下、両者を合わせて「顧客等」という。)のうちインターネット操作に不慣れな者や運用成績の思わしくない者に対して、「株式取引の一任をして下さったら、5～7%の金利をつけて返済します。」等と申し向け、当社預金口座又は当社代表取締役名義の預金口座において、振込送金等の方法により、少なくとも顧客等10名より、合計で約1億円の金銭の預託の受入れを行った。

【留意点】

- 金融商品取引業者等は、金融商品取引法等の法令を遵守し、併せて公益又は投資者保護の観点から、適切な業務運営に努めることが強く求められる。
- 金融商品取引法上、金融商品取引業者等は、第一種金融商品取引業に係る登録を受けて有価証券等管理業務として行う場合等を除き、投資助言業務に関して、「いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭の預託を受けてはならない」等、金銭又は有価証券の預託の受入れ等が禁止されている。
- 当社における左記事実関係に係る状況は、上記法令に違反する極めて不適切な状況であった。
- 今後とも、金融商品取引業者等の業務に関し、金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止規定に抵触する行為が認められた場合においては、厳正に対処していく。

1. 投資助言・代理業者

○ 業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

【事実関係等】

○ 当社は、近畿財務局(以下「当局」という。)より、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第52条第1項の規定に基づく1か月の業務停止命令を受けたほか、金商法第51条の規定に基づき業務改善命令を受け、再発防止策の策定等の報告を求められた。当社は、当該業務改善命令に基づき、当局に対して、再発防止のための改善策をとりまとめた報告書を提出した後、業務改善状況に係る報告書(以下「改善報告」という。)を3回提出した。

今回検査において、業務停止命令及び業務改善命令の履行状況について検証したところ、以下の問題が認められた。

- ① 業務停止命令違反
当社は、業務停止期間中に、業務停止命令に違反する行為であると認識しながら、同期間中に投資顧問契約を申し込んだ顧客と投資顧問契約を締結していた。
- ② 検査忌避
当社は、業務停止期間中に顧客と投資顧問契約を締結していたにもかかわらず、当該投資顧問契約が業務停止期間前に締結したことを示す電子メールを偽造して検査官に提出し、その旨を説明した。
- ③ 業務改善命令違反
当社が当局に提出した以下の改善報告の内容に虚偽があり、再発防止策が講じられておらず、業務改善命令違反が認められた。
 - (1) 広告の審査を含む日常業務のリーガルチェック
広告の審査を含む日常業務に係るA法律事務所のリーガルチェックを受けた旨の報告を行っていたが、A法律事務所からリーガルチェックを受けていなかった。
 - (2) セミナー・研修
代表取締役が法令遵守意識を高めるため弁護士等が主催するセミナーに参加し、その内容を職員に研修を行った旨の報告を行っていたが、代表取締役はセミナーに参加しておらず、職員への研修も行っていなかった。
 - (3) 内部監査
弁護士に依頼し内部監査を実施した旨の報告を行っていたが、実際には弁護士に依頼しておらず、内部監査を実施していなかった。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令の遵守は当然であるが、それに加え、当局による金融商品取引業に関し法令に基づいてする処分についても適正に対応することが求められている。
- 当局における監督の適切な実施の確保の観点から、業務停止命令に違反する行為や、虚偽の改善報告書を当局に提出する行為は、金融商品取引法第52条第1項第6号の「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当し、また、検査において偽造した資料を検査官に提出する行為は、金商法第198条の6第11号の「検査を忌避した者」に該当する。
- 当社における左記事実関係に係る状況は、上記法令に該当する極めて不適切な状況であった。
- 今後とも、金融商品取引業者等において、本件と同様の行為が認められた場合には、厳正に対処していく。

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○ 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況

【事実関係等】

- ① 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況
当社は、検査基準日(平成24年11月28日)現在、預金勘定に214百万円を計上しているものの、実際は、うち200百万円は存在しておらず、真正な預金残高は14百万円となっている。
真正な預金残高等を踏まえた検査基準日現在の純財産額は、法定の額(5千万円)に満たない額となっているほか、自己資本規制比率についても、法定の比率を著しく下回る状況となっている。
- ② 当局に対する虚偽報告
当社は、関東財務局長からの報告命令(以下「報告徴求命令」という。)に対して、220百万円の預金残高がある旨を記載した虚偽の報告書を提出し、報告徴求命令に基づくモニタリング調査においても、虚偽の報告をしていた。
- ③ 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況
(1) 顧客区分管理必要額の信託不足
今回検査において、顧客区分管理必要額の算定根拠となる顧客からの預り金(以下「顧客預り金」という。)を確認したところ、116百万円の信託不足が発生している。
(2) 区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用している状況
上記(1)において、当社A取締役は、当社会長から指示を受け、平成24年8月31日以降、部下に指示の上、数度に亘り顧客区分管理信託額から取り崩し、125百万円を貸付金(立替金)や当社の運転資金等に流用している。
日々の顧客区分管理必要額の算定時は、顧客預り金を過少に計上することで、顧客区分管理必要額を過少に算定し、余剰額(本来の顧客区分管理必要額との差額)を運転資金等として費消している。
- ④ 支払い不能に陥るおそれのある状況
当社における今後の収入、支出見込み額を踏まえると、平成24年12月25日には支払不能の状況になる。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営を遂行するとともに、財務の健全性確保に努めることが求められている。
- 特に、第一種金融商品取引業者については、投資者保護に万全を期す観点から、
・財務の健全性を確保するため、純財産額や自己資本規制比率を維持する義務
・万一の破綻時において、金融商品取引業者に財産を預けている顧客に被害が及ばぬよう、厳格に区分管理する義務
が規定されている。
- 当社における左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であり、さらに、金融商品取引業者が、監督当局による報告徴取命令に対して、事実と異なる報告を行うことは、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめる等、極めて悪質な問題である。
- 今後とも、本件のような事実が認められた場合には、迅速かつ厳正に対処していく。

2. 投資運用業者

○ 投資一任契約に係る善管注意義務違反

【事実関係等】

- 当社において、下記のとおり、金融商品取引法第42条第2項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反する状況が認められた。
- ① A厚生年金基金との年金投資一任契約に基づく出資先である乙号投資事業有限責任組合について、出資前の調査等が不適切な状況
- (1) 運用を委託された資産全額について、未公開株を投資対象とする乙号組合に出資することが、運用方法として適合しているかどうかに関し全く調査・確認を行っていない。
- (2) 乙号組合の運営者に関して十分な調査を実施していないほか、乙号組合が投資する予定の未公開企業の実態等の把握が著しく不十分である。
- ② 乙号組合に対する出資後のモニタリング等が不適切な状況
- (1) A基金に対する運用報告が不適切な状況
A基金に提出した四半期運用報告書において、上場予定が白紙となっている乙号組合の投資先未公開企業に関して十分な確認を行わず、上場時期が確定している旨の内容を記載している。
- (2) 乙号組合に対するモニタリングが不適切な状況
上場予定が白紙となった投資先未公開企業に対し、合理的な理由なく追加投資が行われたことについて、適切な措置を講じなかった。また、乙号組合への出資が妥当であるかについて定期的に見直しを行う等のモニタリングを実施していない。
- また、当社においては、上記の年金投資一任契約以外の一任契約に基づく運用において、当社のグループ会社等で組成・販売等した公募外国投資信託に関し、当該外国投資信託の管理会社との間で投資一任契約を締結し、当該外国投資信託に係る投資判断を行っているが、当該投資判断等について、善良なる管理者の注意義務に違反した事例が認められた。

【留意点】

- 本件は、年金基金の事務長(当時)が、特定のファンドに投資するため、その意向どおりに投資する運用業者を選んで契約を締結する等、中心人物として本件を主導した案件であったが、投資運用業者において、善管注意義務を適切に果たしていなかったものである。
- 金融商品取引業者が投資運用業を行う場合においては、金融商品取引法において、「権利者に対して善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない」と規定されている。
- 投資一任契約に基づく投資の決定に当たっては、顧客による投資の適合性を把握することが重要であるが、当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。当該投資により、顧客に多大な損失が発生する結果となっている。
- 今後とも、投資運用業を行う金融商品取引業者において、投資対象を決定するに際し必要な調査が十分でない等、権利者に対する善良な管理者としての注意義務に違反する行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

2. 投資運用業者

○ 投資一任契約に係る善管注意義務違反について

【事実関係等】

○ 当社の投資一任業務における投資決定のための必要な調査等(以下「デューデリジェンス」という。)の態勢を検証したところ以下のとおり、十分な調査等を行っていない状況が認められた。

① 企業年金基金等との投資一任契約の締結に係る経緯

当社は、企業年金基金等からの依頼に応じ、投資一任契約を締結し、証券会社から優先出資証券等を買付けている。

しかし、当該買付けに当たっては、投資一任契約の締結以前から、企業年金基金等と証券会社との間で、投資対象の優先出資証券等及びその買付価格について交渉しているなどとして、当社は価格交渉に十分に関与していないほか、価格の妥当性の検証を行っていないまま、証券会社からその価格を提示されている。

② A優先出資証券の買付価格について十分な調査等を行っていない状況

当社は、A優先出資証券について、同じ証券会社から、甲株式会社及び乙企業年金基金(以下「両社」という。)に示された価格の提示を受け、買付けを行っている。

当社は、当該優先出資証券への投資に当たって、投資政策委員会において買付価格の妥当性についての議論を行わないまま、両社が証券会社から提示されていた価格で投資決定している。

このため、両買付けは、同じ証券会社からの受渡日が同一のほぼ同時期の買付けであるにもかかわらず、その買付価格には乖離が生じているが、当社は、証券会社から提示された価格で買付けを行っている。

当社においては、上記の状況に関して、証券会社に確認を行うなどの検証を行っておらず、より良い価格で執行できるか等の確認も行っていない。

③ B優先出資証券を担保資産とするリパッケージ債の買付価格について十分な調査等を行っていない状況

当社は、証券会社から、リパッケージ債の利回り等について、丙企業年金基金に示された条件の提示を受け、買付けを行っている。

しかしながら、当社は、当該リパッケージ債の利回り等の条件が、担保資産の価格等に照らして妥当なものか否かについて検証を行っていない。

また、当社は、担保資産の価格が下落している状況を把握しているにもかかわらず、証券会社に対して更なる利回り改善の余地について、十分な確認を行っていない。

さらに、当社は、最終買付決議を行うにあたり、当該リパッケージ債について、投資政策委員会において、買付価格の妥当性についての説明・議論を行わないまま買付けを決議している。

④ その他の投資対象資産の買付価格について十分な調査等を行っていない状況

当社は、上記②及び③以外の投資対象資産についても、価格交渉に関与しておらず、投資政策委員会においても買付価格の妥当性についての議論を行わないまま投資決定し、証券会社の提示する価格のまま取引を執行している。

【留意点】

○ 監視委員会では、AIJ事件の発生等により、金融庁が投資一任業者に対して実施した一斉調査の結果等に基づき、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として、当社に対し検査を行ったもの。

○ 金融商品取引法上、金融商品取引業者が投資運用業を行う場合においては「権利者に対して善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない」と規定されている。

○ 市場性のある金融商品に対する投資の決定に当たっては、顧客のためにより良い価格で執行することが重要であるが、当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。

○ 今後とも、投資運用業を行う金融商品取引業者において、投資対象を決定するに際し必要な調査が十分でない等、権利者に対する善良な管理者としての注意義務に違反する行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

2. 投資運用業者

○ 顧客の勧誘に際し異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等

【事実関係等】

- 当社が投資一任契約の締結を勧誘するに際して使用している3種類の運用商品(「A戦略」、「B戦略」及び「C戦略」の3種類の戦略で運用するもの。)の顧客勧誘資料に、以下のとおり、不適切な記載が認められた。
- ① 異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等
 当社は、A戦略に係る顧客勧誘資料に記載した月次の運用実績値(以下「実績値」という。)について、一部の期間において、A戦略ではない他の運用商品にて運用を行っている既存顧客の実績値を使用し、かつ、当該実績値を加工して表示していた。
 また、当社は、他の期間においても、A戦略に係る既存顧客の実績値を使用しているが、当該実績値についても、実績値そのままではなく、加工して表示していた。
- ② 勝率等の数値に係る不適切な記載
 当社は、B戦略に係る顧客勧誘資料において、当該運用商品の収益率を並べた表を記載し、当該表を基に算出した勝率、累積リターン、年率リターン等を表示している。
 しかしながら、当社は、当該勧誘資料において、一部の収益率については、シミュレーションに基づく数値(以下「バックテスト結果」という。)を記載しているにもかかわらず、その旨を注記では明示していない。
 また、当社は、勝率、累積リターン、年率リターン等の数値について、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出した数値を表示しているため、当該勧誘資料における各数値は、実績値から大きく乖離したものとなっているが、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出している旨の注記をしていない。
 当社はこのような顧客勧誘資料を、他の運用商品も含めた3種類の運用商品において、少なくとも47の年金基金に対して配付している。
- ③ 複数の既存顧客の実績値を混在させた不適切な記載
 当社は、平成24年2月に配付したC戦略に係る顧客勧誘資料において、C戦略の既存顧客の実績値として月次の収益率を記載している。
 しかしながら、当社は、当該実績値について、同一の既存顧客の実績値を記載せず、複数の既存顧客の実績値を混在させて記載している。
 なお、当社は、このような顧客勧誘資料を少なくとも24の年金基金に対して配付している。

【留意点】

- 監視委員会では、AIJ事件の発生等により、金融庁が投資一任業者に対して実施した一斉調査の結果等に基づき、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として、当社に対し検査を行ったもの。
- 金融商品取引業者等においては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる行為として、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」が禁止されている。
- 当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。
- 今後とも、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為等、金融商品取引業者等の禁止行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

3. 投資助言・代理業者

○ 業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況

【事実関係等】

- 無登録の投資助言・代理業者の代理をして投資顧問契約を締結する行為
当社は、無登録の投資助言・代理業者が開発した株式投資の銘柄選定に用いるソフトウェア(以下「株式ソフト」という。)の販売を目的として当該無登録業者と総代理店業務委託契約を締結し、当社ホームページで勧誘し、26名の顧客に販売していた。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を遵守することは当然の責務であるが、併せて公益又は投資者保護の観点から、適切な業務運営に努めることが強く求められる。
- 本件において、顧客は、当社に対し、株式ソフトの購入代金に加え、別途月額使用料を支払っているが、当該月額使用料のうち半額は当該株式ソフトの開発者(以下「開発者」という。)に支払われるとともに、当該株式ソフトは、当社が開発を委託したものではなく、開発者が個人的に開発したものであり、株式ソフトのバージョンアップやバグ修正などの顧客へのサポートについて、当社を通さずに顧客に対して直接行っていることから、実質的には当社は投資助言・代理業者としての登録を行っていない開発者を代理して顧客との投資顧問契約の締結をしているものと認められた。
- 本件は、金融商品取引業者が、投資者と無登録業者とをつなぎ合わせるといった、金融商品取引法上の登録制度の根幹をゆるがす極めて悪質な問題である。
- 今後とも、無登録業又は無登録業者を助長する行為等が認められた場合には、厳正に対処していく。

1. 第一種金融商品取引業者（証券会社）

○ 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為等

【事実関係等】

○ 当社においては、以下のとおり公募増資案件に係る法人関係情報の管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及びそのような状況のなか法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為が認められた。

① 法人関係情報に関する管理について必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況

(1) コンプライアンス態勢に係る問題

内部管理部門役職員が、法人関係情報の管理態勢の適正性を過信していたことなどから、(2)から(4)のとおり、内部管理部門の牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。

(2) チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達

営業部署の職員は、恒常的に公募増資案件に係る情報を保有する他部署から、積極的に情報を取得し、営業に活用することが常態化していた。

(3) セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得

営業部署の職員は、社内アナリストに執拗に接触を行い、公募増資案件に係る法人関係情報を積極的に取得していた。

(4) 営業部署内での情報共有

営業部署内において法人関係情報の共有が行われた。

② 法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況

当社A部長は、甲株式の公募増資案件に係る法人関係情報入手し、部下のB課長とともに、顧客に対し、当該情報が公表される以前に、当該情報を提供し甲株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められた。

また、その他にも公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供して勧誘した可能性が高い複数の事例が認められた。

当社経営陣は、上記の実態を把握していなかったという点において、法人関係情報に関する実効的な管理・監督が十分行われておらず、経営管理態勢は十分なものではなかった。

【留意点】

○ 監視委員会では複数の公募増資案件に係る機関投資家のインサイダー取引に関して平成24年3月から5案件で課徴金を勧告。これらの事案において金融商品取引業者から法人関係情報が提供されていた可能性が疑われたことから特別検査を実施。

○ 証券会社においては、市場のゲートキーパーとして市場の公正・透明性の確保が求められているところであり、金融商品取引法等の法令において、

① 法人関係情報に係る厳格な管理の義務付け

② 有価証券の発行者の法人関係情報を顧客に対し提供して勧誘する行為の禁止

が規定されている。

○ 当社における、左記事実関係に係る状況は、金融商品取引法等の法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。

○ 今後とも、法人関係情報の管理態勢等に不備が認められた場合等、金商業者等としての責務を果たしていない状況においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

- 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為

【事実関係等】

- 当社は、その業務に関し、A社株式の公募増資に係る法人関係情報を受領した営業本部の役員等が、社内規程の手続きを経ずに傘下の営業部店長に当該情報を伝達し、その情報の厳格な管理について明確な指示をしていなかった。その結果、少なくとも21営業部店において、営業部店長等の指示等により、公表前におけるA社株式の公募増資に係る取得申込みの勧誘が行われ、うち8部店23営業員が、34顧客に対し、当該情報が公表される以前に当該情報を提供して取得申込みの勧誘を行った。
- 上記について、当社はその後、これらの行為について不適切であると自ら認識し、役職員に対し法人関係情報の管理についての注意喚起等の施策や社内研修を複数回実施するなど、一定の改善を図っているものの、その対応は不十分なものであった。
- また、当社では、B社株式の公募増資に関する法人関係情報を保有する部署が、営業部門担当部長に対し、社内規程の手続きを経ずに当該株式の法人関係情報を伝達していた。

【留意点】

- 市場の公正性確保等の観点から、金融商品取引業者等においては、法人関係情報の厳格な管理及び有価証券の売買等につき当該有価証券の発行者の法人関係情報を顧客に対し提供して勧誘する行為は禁止されているところであり、金融商品取引業者等は、金融商品取引法等を厳格に遵守するとともに、金融商品市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成の観点から適切な業務運営を行わなければならない。
- 本件における役員、部店長等の行為は、本部から部店へと広範囲に当該情報を伝達し、各部店において顧客に対し公募増資に係る法人関係情報を提供して、募集新株式の取得申込みの勧誘が行われており、市場のゲートキーパーとして市場の公正・透明性の確保に努めなければいけない立場にある証券会社として極めて不適切なものである。
- 今後とも、法人関係情報の管理態勢等に不備が認められた場合には、厳正に対処していく。

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○ 報告徴取命令に対する事実と異なる報告

【事実関係等】

○ 当社は、平成23年2月、東海財務局長(以下「当局」という。)から、当社営業員に法令等に反する行為が認められたとして金融商品取引法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴取命令を受け、当該法令等違反の再発防止のための改善・対応策等(以下「改善・対応策」という。)をとりまとめた報告書(以下「報告書」という。)を、同年3月、同年6月、同年9月に当局に提出しているが、今回検査において、報告書の内容を検証したところ、以下のとおり事実と異なる報告を行っていたことが認められた。

1. 報告書においては、平成22年5月開催の営業・コンプライアンス会議で指示した面談基準に該当する顧客に対し顧客面談を実施したとする改善・対応策について、実施内容を「対象者164名、面談済み164名」としているが、実際には、当該会議で指示した面談基準に該当する対象者は284名であり、顧客面談を実施済みの者は185名であった。

2. 報告書においては、証券担保ローン利用顧客に対して当社代表取締役社長(以下「社長」という。)が半年に1回面談を実施するとした改善・対応策について、社長が対象者5名に対し面談を行ったとしているが、実際には、社長が面談した顧客は1名であった。

当社は、当局による報告徴取命令を受けた改善・対応策の実施及び報告書作成の業務を全て内部管理統括責任者に担当させていたが、他の社員による検証等や経営陣における改善・対応策の実施の確認、検討が行われておらず、会社として牽制が機能していない状況にあり、当社における金融商品事故等の防止態勢は極めて不十分である。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令の遵守は当然であるが、それに加え、監督当局による金融商品取引業に関し法令に基づいてする処分についても適正に対応することが求められている。
- こうした観点から、当局の報告徴取命令に対して、事実と異なる報告を行うことは、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめ、極めて悪質である。
- また、金融商品取引業者は、投資者保護の観点から、金融商品事故等を防止するために、会社としての牽制機能を構築し、役職員に対する法令等遵守意識の構築に向けた取組み等を通じた内部管理の充実・強化が求められる。
- 今後とも、金融商品事故等の防止の取組みに対する経営陣の関与を含めた牽制機能の発揮や、再発防止策に係る監督当局の報告徴取命令への対応状況について不備が認められた場合には、厳正に対処していく。

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○ 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等

【事実関係等】

- 当社本店営業部外務員(以下「外務員A」という。)の顧客が平成22年9月7日に当社で信用取引の口座を開設し、以後、外務員Aは、顧客から売買の別、銘柄、数及び価格のすべてを任せられ、同23年3月23日まで信用取引を中心に株式取引を行っている。
- 上記状況において、外務員Aは、当該顧客の取引口座へ銀行振込を12回(合計約34万円)行っており、これは、信用取引建玉の評価損発生による信用取引保証金の預託不足及び信用取引決済損金が生じた際の損失補てん(約11万円)並びに品受代金への充当等のための財産上の利益の提供(約22万円)であると認められる。

【留意点】

- 金融商品取引業者等による、有価証券売買取引等につき、当該取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供する行為(損失補てん等)は取引の公正を害し、金融商品取引業の信用を失墜させる重大な違反行為である。
- また、旧証券取引法における、いわゆる取引一任勘定取引の禁止に係る行為規制自体は、金融商品取引法において、「金融商品取引業」に「投資運用業」が含まれることにより廃止されたが、本件は、当該行為に起因して上記損失補てん等が発生している状況に鑑みれば「外務員の職務に関して著しく不適當な行為」に該当するものと認められる。
- なお、当該行為が業として投資運用業を行っていると思われる場合には、金融商品取引法における無登録業に該当することに留意が必要である。
- 今後、本件のような事例が認められた場合には、厳正に対処していく。

2. 第一種金融商品取引業者(FX業者)

○ 業務運営に関し重大な問題が認められる状況

【事実関係等】

- 当社は、インターネットを経由した通貨関連店頭デリバティブ取引を主たる業務としており、当社の米国籍のグループ会社(以下「外部委託先」という。)が提供するシステム(以下「FXシステム」という。)を使用して業務を行っている。

イ システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況

当社は、システム障害発生時に必要な対応手順及び手段を具体的に定めず、また、FXシステムの管理及び運用についても、金融商品取引業者として、その業務の根幹をなすFXシステムの基本的な内容すら把握していない状況にある。

更に、当社では、システム障害を含む様々なシステム上の問題(以下「システム上の諸問題」という。)が繰り返し発生しており、このなかには発生原因が把握されていないものも認められている。当社は、こうしたシステム障害への対応について、外部委託先の調査結果をそのまま受け入れるのみであり、システム障害が顧客に与える影響やその発生原因について主体的に調査・検証を行っていないなどの状況にある。

したがって、当社では、今後も同様のシステム上の諸問題が発生する可能性が十分にあり、顧客取引に影響を与えかねない状況となっているものと認められる。更に、当社において重大なシステム上の諸問題が発生した場合、当社で適切に対応することは困難な状況となっているものと認められる。

ロ 顧客対応が杜撰な状況

上記イのとおり、当社においては、システム上の諸問題が繰り返し発生しているが、当社は、システム上の諸問題に係る顧客対応について、顧客からの照会・苦情があったものについてのみ対応し、他の関係する顧客に対し必要な対応を取っていない事例等が認められた。

このように、当社は、システム上の諸問題等に伴う顧客対応について主体的に取り組んでおらず、関係する顧客に対し必要な対応を取っていないものが多数認められ、本来であれば訂正処理等を行うべき顧客取引を放置しているなどの状況が認められた。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、その業務の特性を十分に認識したうえで、その特性に応じた業務管理態勢及びシステム管理態勢の整備を行うことが求められている。
- しかし、当社は、インターネットを経由したFX取引を主たる業務としているにもかかわらず、FXシステムについて基本的な内容すら把握していないなど、当社のシステム管理及び運用の状況は極めて不適切である。
- また、システム上の諸問題等の発生時における顧客対応も主体的取組みに欠け、著しく杜撰な状況が認められることは、投資者保護上、重大な問題である。
- 今後とも、金融商品取引業者の特性に応じ、システムの管理及び運用状況については、重点的に検証していく。

2. 第一種金融商品取引業者(FX業者)

- 顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為

【事実関係等】

- 当社は、平成23年8月1日から検査基準日(同年11月16日)までの間に、営業日ごとの一定の時刻におけるFX取引に係る預託証拠金額が取引に必要な預託額を下回っている顧客について、合理的な期間を超えても追加証拠金の入金等がないまま取引を継続させている事例が55顧客57件認められた。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、自ら法令等遵守態勢の整備等に努め、投資者保護に欠けることのないよう業務運営を行うことが重要である。
- 本件行為は、金融商品取引法で定められた必要証拠金の不足額を顧客に預託させることなくFX取引に係る契約を継続しているものである。
- こうした行為により、投資家は不測の損害を被るおそれがあり、また金融商品取引業者自身の財務の健全性にも影響を及ぼすおそれがあることから、当該行為は極めて不適切である。
- 今後とも、本件のような事例が認められた場合には、厳正に対処していく。